

仕 様 書

1 件名

豊浦中部浄化センター 2 系終沈汚泥掻寄機駆動装置取替業務

2 実施場所

下関市豊浦町大字川棚 6 7 4 3 番地 1 豊浦中部浄化センター  
(別図 1)

3 契約期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 2 4 日まで

4 実施内容

豊浦中部浄化センターの 2 系最終沈殿池汚泥掻寄機の性能維持を図るため、最終沈殿池汚泥掻寄機減速機等を更新し、施設の安定運用を図るもの。

(1) 主な施工内容

- ア 最終沈殿池内の排水及び清掃作業
- イ 減速機駆動装置（ドライブユニットを含む。）の更新
- ウ 試運転調整
- エ 既設装置の撤去及び処分

(2) 既存施設の概要（別図 2）

日本電産シンボ株式会社製 コロネット減速機  
機番：SDU05-750-4T-TL

5 実施方法

受託者は、下水道維持管理指針（日本下水道事業団）、下水道法、労働安全衛生法、関係法令等を遵守し、必要な安全対策を講じた上で適切に業務を実施すること。

6 提出書類

- (1) 業務計画書（工程表含む） 1 部
- (2) 材料承諾図 1 部
- (3) 業務完了届 1 部
- (4) 業務写真（着工前、実施中、完成） 1 部

(5) 完成図書（紙2部、CD-R（PDF形式）1部） 3部

ア 機器仕様図

イ 機器構造図（部品展開図）及び機器寸法図

ウ 試験成績表

エ 取扱説明書

## 7 注意事項

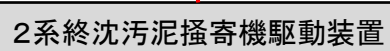
- (1) 本業務に使用する材料等は、既設品と同等若しくは同等以上の性能を有する新品とし、既存施設との互換性を有するものとする。
- (2) 豊浦中部浄化センターは稼働中の施設であるため、業務の施工においては委託者が別に契約する豊浦中部浄化センター運転管理業務の受託者（株式会社豊浦環境管理センター）と作業内容、作業工程等について事前に十分に協議すること。
- (3) 業務の施工において、必然的に発生する軽微な補修及び消耗品の取替は、本業務に含むものとする。ただし、本業務の範囲で対応できない修理箇所が見つかった場合は、速やかに委託者に報告し、その指示に従うこと。
- (4) 大型機材の搬入については、計画を立案し、事前に委託者の承諾を得ること。
- (5) 電気、水道の使用は必要最低限にとどめ、節約に努めること。
- (6) 業務に必要な機材は、受託者の負担とする。
- (7) 本業務において発生した撤去品及び廃材は、受託者の責により関係法令に従い適切に処分すること。
- (8) 最終沈殿池内部に出入りし、又はこれらの内部で作業を行う場合は、労働省令で定める酸素欠乏危険作業主任者の指示に従い、酸素欠乏空気等の有無を作業開始前と作業中は常時監視を行い、換気等の事故防止に必要な措置を講じるとともに、呼吸用保護具などを常備すること。
- (9) 事故が発生したときは、直ちに委託者に報告するとともに、速やかに必要な措置を講じること。

また、事故の原因、経過及び被害が生じた場合はその内容を調査のうえ、直ちに委託者へ届け出ること。

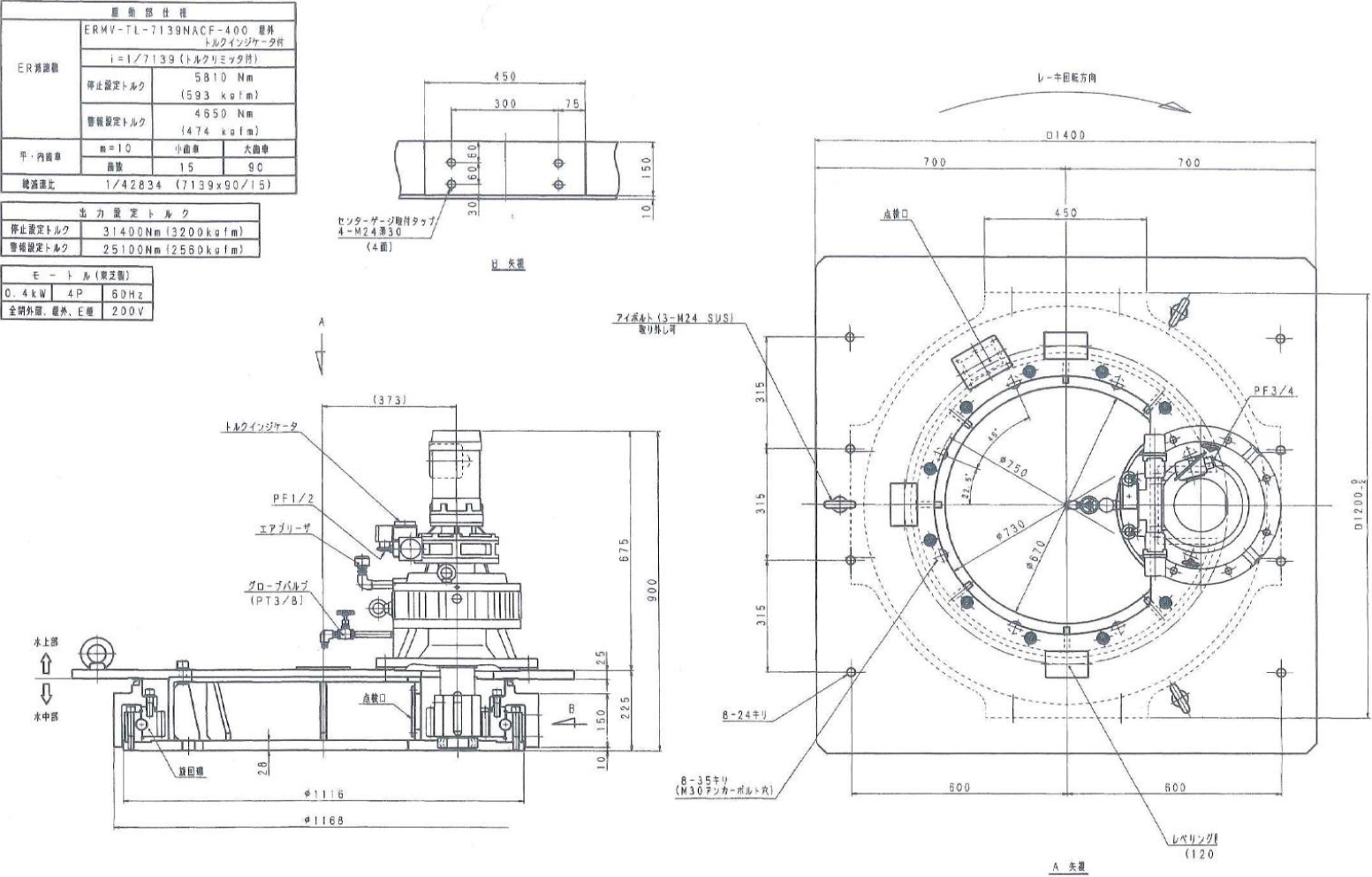
## 8 その他

- (1) 書類の作成に当たっては、記載した文字等を容易に消去することのできる筆記用具（消せるボールペン等）は、使用しないこと。
- (2) この仕様書に定めのない事項については、その都度双方協議の上、解決するものとする。

以上



別図 2 日本電産シンボ株式会社製 コロネット減速機 SDU05-750-4T-TL



注1. 星形歯 (内歯) はグリス潤滑 (2箇所)の点検口より補充  
注2. 装置本体及び減速機使用ボルトはSUS製 (但し強化ボルトは除く)  
注3. 塗装: 水上部-塩化ゴム系 (マニセル7: 5GYB/2), 水中部-タールエポキシ系 (黒色)